解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年五月二十三日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、平成二十七年十月三十日をもつて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月八日

山口県萩市大字山田四八一九番地一
医療法人啓明会池本整形外科医院
清算人　池本　和人

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月八日

栃木県宇都宮市平出工業団地四四番二八
宇都宮市管工事会館三階
北関東管工事業厚生年金基金
代表清算人　和田　均

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年十一月五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月八日

静岡県浜松市中区曳馬二丁目一四番一七号
静岡県西部機械工業厚生年金基金
代表清算人　小杉　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道亀田郡七飯町字仁山二二九番地、最後の住所北海道亀田郡七飯町鳴川三丁目二五番二号　被相続人　亡　三浦　キミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

北海道函館市石川町三四一番地一
相続財産管理人　行政書士　増子　涼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県矢板市末広町五番地二〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　斎藤　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

栃木県大田原市中央二丁目二番五号
相続財産管理人　弁護士　安部　桂弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那珂川町小川七九一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　滝田　博幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

栃木県大田原市中央二丁目二番五号
相続財産管理人　弁護士　安部　桂弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市大字上増田五八番地、最後の住所埼玉県深谷市大字上増田五八番地二　被相続人　亡　蛭川フサヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階
相続財産管理人　弁護士　自在　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市増富六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿部　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

埼玉県越谷市弥生町一―四　越谷弥生ビル四階
相続財産管理人　久保　香輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一六一二番地、最後の住所埼玉県日高市大字中鹿山三一二番地四　被相続人　亡　石川　金造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

埼玉県所沢市くすのき台一―一二―一内野ビル二階徳永法律事務所
相続財産管理人　弁護士　徳永　眞澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市江原台一丁目一五番地二六、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　横森　樹彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号
羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市花野井一三九六番地、最後の住所千葉県柏市花野井一三九七番地の二　被相続人　亡　松丸　考治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

事務所千葉県松戸市本町二五―四　第二石井ビル三〇二　みぎわ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神保　正宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区向島二丁目一五番地三、最後の住所東京都荒川区東日暮里三丁目二番一八―二〇五号　被相続人　亡　久保寺良枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

事務所東京都新宿区新宿一―一〇―二渡辺ビル二階廣川・松井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　廣川理惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市上条六七二番地、最後の住所東京都八王子市散田町一丁目一〇番一〇号　被相続人　亡　吉村　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

事務所東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木下　泉

第３期決算公告

平成27年12月8日　東京都品川区南大井六丁目20番12号
株式会社ロキグループ
代表取締役　伊東　伸

貸借対照表の要旨　（平成27年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	347,069	流動負債	250,428
固定資産	6,154,160	引当金	27,623
		その他	222,805
		固定負債	1,155,172
		資本金	5,095,629
		株主資本剰余金	50,005
		資本準備金	5,772,927
		その他資本剰余金	4,412,476
		利益剰余金	1,360,451
		その他利益剰余金	239,770
		（うち当期純利益）	239,770
		自己株式	(39,095)
			△967,072
資産合計	6,501,229	負債・純資産合計	6,501,229